

令和7年度答申第76号
令和8年1月29日

諮詢番号 令和7年度諮詢第133号（令和8年1月5日諮詢）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮詢に対し、次のとおり答申する。

結論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮詢に係る判断は、妥当である。

理由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号の規定に基づく認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の

期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があつたこととする旨規定し、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）8条は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和7年5月23日、処分庁に対し、B社（以下「本件会社」という。）の元労働者であるとして、本件会社が賃確令2条2項の中小企業事業主であつて、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことについて認定を求める本件認定申請をした。

（認定申請書）

- (2) 処分庁は、令和7年8月28日付で、本件認定申請につき、本件会社の「本社において営業を継続している事実があり、事業活動が停止したとは認められないため。」との理由を付して、本件不認定処分をした。

（不認定通知書）

- (3) 審査請求人は、令和7年10月16日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (4) 審査庁は、令和8年1月5日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮詢をした。

（諮詢書、諮詢説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

本件会社は、現在営業を継続していない。新規受注があり、売上が見込ま

れるというならその根拠となる証拠を示してほしい。

本件会社は、労働基準監督署の聞き取りの際に、虚偽申告や阻害行為（交通費や諸経費を支払わない、賃金額をごまかす、払っていないものを払ったなど証拠があるにもかかわらず嘘を言うこと）を行っている。

したがって、本件不認定処分の取消しを求める。

第2 諒問に係る審査庁の判断

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件では、審査請求人が、本件会社は現在営業を継続していない旨等を主張していることから、処分庁が、「事業活動が停止したものとは認められない」として本件認定申請を不認定とした本件不認定処分の適否について判断する必要がある。
- 2 上記1に関して、令和7年8月25日の本件会社への現地調査（以下「本件調査」という。）及び同月21日付け履歴事項全部証明書（以下「本件証明書」という。）の確認の結果、以下（1）から（4）までのとおり、本件会社の事業は継続されており、休止や閉鎖をしている様子は認められず、また、本件調査時点で本件会社の代表取締役（以下「本件代表取締役」という。）が事業を閉鎖する意思は認められない。
 - (1) 本件調査時、労働者1名が勤務しており、本件会社の経理関係の事務を担当している。
 - (2) 本件調査時の事業内容は、法人登記上の目的の一つである新エネルギーの事業のうち、太陽光発電システムの販売業務であり、営業活動は本件代表取締役自身が行っている。
 - (3) 本件代表取締役は、取引先の債務不履行により経営の厳しい時期があつたものの、現在では一定の新規受注があり、今後も一定の売上が見込まれるため、事業の休止や閉鎖は考えていない旨申し立てている。
 - (4) 本件証明書において、本件会社が事業閉鎖した事実は認められない。
- 3 上記2で認定した事実からすれば、本件会社の事業活動が停止している状態であると認定することは困難である。
- 4 以上のとおり、本件不認定処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諒間に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諒間に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と

認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不認定処分の違法性又は不当性について

(1) 貸確法7条及び貸確令2条1項4号の規定に基づく認定を受けるためには、事業主が、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことが必要であり、その認定に当たっては、事業主の活動内容を総合的に考慮して判断すべきものである。

(2) 本件において、本件会社の事業活動については、以下の事実が認められる。

ア 本件会社は、主として新エネルギー（太陽光、太陽熱、風力）を利用した発電機及び関連機器の卸及び販売事業を営む会社である。

(本件証明書、処理経過)

イ A労働基準監督署の担当官は、本件調査当日、本件会社の事業場を臨検した際、労働者1名が出勤している状況を現認しており、事業場が存在していることを確認している。また、本件会社が令和7年8月28日に提出した同年4月から同年7月までの賃金台帳によれば、同期間において労働者1名が在籍していること及び令和7年4月度分から同年7月度分までの賃金が当該労働者に支払われていることを確認できる。

(賃金台帳、処理経過)

ウ 本件代表取締役が本件調査時に提出した令和7年度売上計画表には、令和7年5月及び同年6月の太陽光パネルの売上金額が計上されており、同年8月以降もほぼ毎月、太陽光パネルの売上予定金額等が計上されていることから、事業は継続していることを確認できる。

(処理経過、令和7年度売上計画表)

エ 本件代表取締役は、本件調査において、A労働基準監督署の担当官に対し、令和7年4月頃までは、取引先からの工事代金の支払が滞ったため経営の厳しい時期があったものの、現在では一定の新規受注があり、今後も一定の売上が見込まれるため、事業の休止や閉鎖は考えていないことを表明している。

(処理経過)

なお、上記第1の4において、審査請求人は、本件会社は現在営業を継続していないと主張するものの、それを裏付ける証拠書類の提出はない。

(3) 上記(2)の事実に照らすと、本件会社については、本件不認定処分当時、事業場が存在しており、労働者1名が雇用され直近の賃金が支払われ

ていること、太陽光パネルの売上及び売上予定があり事業が継続していること、本件代表取締役も事業活動継続の意思を表明していることを総合的に判断すれば、事業主が、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払い能力がない状態になっているとは認められない。

したがって、本件不認定処分が違法又は不当であるとは認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委 員	田 澤	奈 津 子
委 員	下 井	康 史
委 員	羽 田	淳 一